

第6章

行財政改革を推進し希望の持てるまち



第1節	開かれた市政の推進	170
第2節	健全な行財政運営の推進	173
第3節	広域行政の推進	176
第4節	情報通信技術の活用	178

第1節 開かれた市政の推進

めざすべき姿

行政と市民や事業所とのパートナーシップが確立され、多様な市民ニーズを反映させた、きめこまかな事業が展開されている。

各種情報ネットワークが整備され、必要とする行政情報の入手が容易となり、市民が積極的に活用している。

■ 現状と課題

- 行政に対する市民のニーズはますます多様化し、これに的確に対処する諸施策が求められている。
- 市民の市政への参画はまちづくりの基本となるものであり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という地域分権の理念のもと、より積極的・自主的な参画が不可欠となっている。
- ホームページや広報誌をはじめ、各種情報媒体を通じ市政情報を積極的に提供している。
- 市民公募などによる各種審議会や懇談会への市民参画の推進と、情報公開制度やパブリックコメントなどを行っているが、さらなる活用が必要である。
- 市民から寄せられる相談・要望等は年々増加・多様化している。

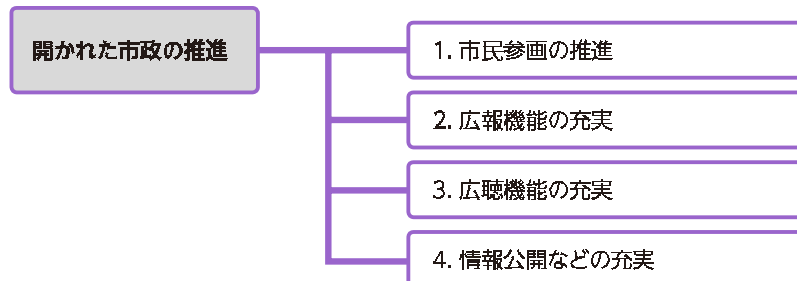
■ 情報公開制度運用状況

(単位：件数)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
情報公開 請求	182	160	121	138	332	315	105	141	103
個人情報 開示請求	0	0	0	19	15	28	19	27	76
異議 申立て	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(出所：市長公室広報広聴課)

■ 施策の体系



1. 市民参画の推進

計画 「池田市みんなで作るまちの基本条例^{83※}」の趣旨にのっとり、各分野において市民参画の機会を拡大する。

- ステップ**
- ・協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。
 - ・各種審議会、委員、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。委員を公募するとともに、女性、学生の参画を積極的に推進する。

2. 広報機能の充実

計画 市民のニーズに合わせて多様な行政情報を分かりやすく提供する。

- ステップ**
- ・広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。
 - ・インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。
 - ・地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。
 - ・マスメディアを活用し、市の PR を積極的に行う。
 - ・子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。

^{83※}
池田市みんなで作るまちの
基本条例

本市のまちづくりの基本理念や市政運営の原則等を明確にした市の最高規範。平成18年（2006年）4月1日施行。

3. 広聴機能の充実

計画 市民の声を的確に把握し市政に反映させるため、市政相談をはじめとする広聴機能の充実を図る。

- ステップ**
- ・市民と市長の直接対話の場の充実に努める。
 - ・市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。
 - ・一般市政相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。

4. 情報公開などの充実

計画 市政に対する市民の理解を深め、市民と市の信頼関係を一層高めるための情報公開・提供を促進し、説明責任を果たすとともに、幅広く市民ニーズを把握する。

- ステップ**
- ・行政情報コーナーを充実させ、幅広い資料を整理し、閲覧できるよう整備する。
 - ・開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。
 - ・パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。

■ 市民等の市政への参画

- ・各種審議会、委員会などの公募に応じるなど、市政に積極的に参加する。
- ・広報誌など各種刊行物の企画・編集などへ参画する。
- ・地域コミュニティ推進協議会などが、市との協働事業を提案する。

第2節 健全な行財政運営の推進

めざすべき姿

行財政改革が着実に実施され、確固たる財政基盤のもと、本市ではスリムで機能的な体制が確立されている。財政的なゆとりのある中、人的資源、予算が各事業に適切に配分され、市民満足度の高いサービスが提供されている。

■ 現状と課題

- 社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、市民ニーズを的確に捉えた行財政運営が求められている。
- 経常収支比率^{84※}が恒常的に高く、また臨時財源を措置しなければ予算編成を行えない状況が継続している。
- 財政健全化法に基づく「健全化4指標^{85※}」については、いずれも早期健全化基準は超えていないが、一度でも赤字決算となれば、赤字の累積により数年で早期健全化団体に陥る危険がある。
- 「国から地方へ」、「官から民へ」の流れの中、特色あるまちづくりと行政組織のスリム化が求められている。
- 平成9年度（1997年度）を「みなおし元年」と位置付け、着実に行財政改革に取り組んでいるが、行財政改革効果を上回るペースで市税をはじめとする歳入が減少傾向にある。
- 公共施設の耐震化をはじめ、新たな行政需要が発生しており、それに対応するための財源を捻出する必要がある。
- 高い人件費比率を抑えるため、少数精鋭の職員による市政運営が可能な組織づくりを行わなければならない。

■ 財政力指数等の推移

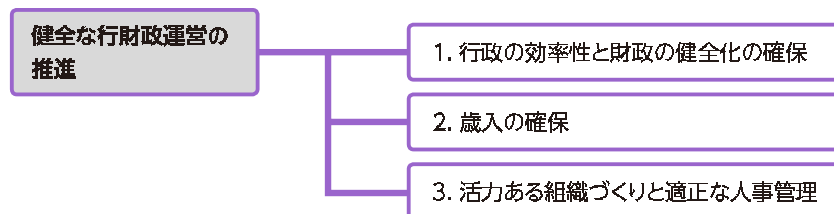
	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
財政力指数	0.90	0.91	0.93	0.93	0.94	0.95	0.96	0.95
実質公債費比率(%)	—	—	—	—	15.1	15.0	8.1	8.0
経常収支比率(%)	101.7	106.3	102.2	100.7	103.0	101.3	101.7	97.9

（出所：市町村決算カード）

^{84※}
経常収支比率
財政構造の弾力性を判断するための指標であり、税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを見るもの。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

^{85※}
健全化4指標
通常収入されるであろう一般財源の規模を示す「標準財政規模」に対する比率で、主に一般会計の赤字額を見る「実質赤字比率」、特別会計なども含めた全会計の赤字額の割合を見る「連結実質赤字比率」、借入金の返済額の割合を見る「実質公債費比率」、借入金残高などの割合を見る「将来負担比率」の4つ。それぞれに「早期健全化基準」が設けられ、基準を超える指標がある自治体には、「財政健全化計画」の策定等が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められる。また、将来負担比率を除く指標には「財政再生基準」が設けられ、いずれかが基準を超えると「財政再生計画」の策定等が義務付けられ、国等の関与による確実な再生が求められる。

■ 施策の体系



1. 行政の効率性と財政の健全化の確保

計画 行財政改革を進めることによって、効率的な行政と健全な財政を確立する。

- ステップ**
- ・地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。
 - ・抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。
 - ・事務事業の見直しを行い、民間企業や NPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシング^{86※}など民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。
 - ・施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う。
 - ・予算における企画立案 (plan) → 実施 (do) → 評価 (check) → 企画立案への反映 (action) のサイクルを確立し、効率的な行政を行う。

2. 歳入の確保

計画 市民負担の公平性を確保するため、あらゆる滞納の解消や使用料・手数料の適正化などを図り、新たな歳入確保に努める。

- ステップ**
- ・高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。
 - ・庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。
 - ・使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえるような PR に努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。
 - ・ふるさと納税制度の PR に努めるとともに、新たな歳入の確保を図る。

^{86※}
アウトソーシング
行政の業務について、民間企業や NPO、地域住民などに委託すること。

3. 活力ある組織づくりと適正な人事管理

計画 市民満足度の高いサービスを提供するため、効率的な人員配置と組織づくりを行う。

- ステップ**
- ・市民視点での行政サービスが可能な組織編制を行う。
 - ・行政需要に即応した組織づくりを行う。
 - ・研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。
 - ・個々の職員が自らの能力を発揮できるよう、適材適所に配置するとともに、職員数の適正化を図る。
 - ・人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。
 - ・ローテーション人事や昇格のスピード化など、人事制度の拡充に取り組み、少数精鋭による組織運営を図る。

■ 市民等の市政への参画

- ・市の行財政について関心を持つ。



第3節 広域行政の推進

めざすべき姿

地方分権が進み、国や広域自治体との役割分担が明確になされている中、広域連携が進められ、事業ごとに適正な規模でサービスが提供されているとともに、スケールメリットによる行政の効率化や、行財政基盤の強化が図られ、市民は効率的で質の高い行政サービスを受けている。

■ 現状と課題

- 大阪府市長会をはじめ、北摂市長会や豊能地区市長・町長連絡会議などを通じ、共通の課題の解決に向けた取り組みや要望などを行っている。
- 交通手段の発達などにより、地域住民の生活圏が拡大する中、行政区域を超えたサービスが求められている。
- 厳しい財政状況の中、国・府からの権限移譲が進められるなど、市が担うべき役割が拡大しており、それらに対応するため、確固たる基盤整備が求められている。
- 市の業務が多様化する中で、それぞれの業務にかかる適正規模は異なっていることから、広域化に伴うコストにも留意しながら、最適な規模を追究する必要がある。

■ 施策の体系



1. 他市町との連携の強化

計画 他自治体との共同研究、共同処理などにより、共通する課題の解決や行政サービスの向上を図る。

- ステップ**
- ・大阪府市長会、北摂市長会や豊能地区市長・町長連絡会議などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。
 - ・文化施設、スポーツ施設などの共同利用システムを構築し、広域的な市民サービスを提供する。
 - ・府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。

2. 国や府との協力関係の強化と役割分担

計画 国の地方分権改革、府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン」などの動向を見据えながら、国・府・市の役割分担を踏まえた適切な施策の実施を図っていく。

ステップ ・国や府の広域行政支援施策の活用を進める。
・各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。

■ 主な部門別計画

- ・池田市行財政システム改革プラン（行政経営課：平成18年度（2006年度）～22年度（2010年度）、改訂計画23年度（2011年度）～）



第4節 情報通信技術の活用

めざすべき姿

世代間および地域間のデジタルデバインド（情報格差）は解消しており、いつでも、どこでも、誰でも手軽にネットワークにつながる、高度情報化社会が実現している。

行政サービスの大部分は、モバイル（携帯用）端末による電子申請で網羅されており、市庁舎では相談業務に特化した手厚い対応が可能となっている。ICT（情報通信技術）^{87※}の利活用により、医療・福祉・防災などの各分野での行政サービスを自宅や学校・職場にしながら享受できる電子自治体^{88※}が実現している。

現状と課題

- 今日、携帯電話やブロードバンド^{89※}の世界的な普及により、急速な情報化社会の進展が顕著である。ICTの高度化に伴い、社会のあらゆる分野にネットワーク環境が浸透し、多様に展開されている。
- 行政における情報システムについては、技術革新に歩調を合わせた行政内外での最新技術の絶えざる導入による機能強化が求められている。
- 行政情報の提供については、可動性・迅速性と双方向性が求められている。
- 行政が情報化施策を推進するにあたっては、情報セキュリティの強化が必須であり、ハード・ソフト両面にわたるセキュリティレベルの底上げが求められている。

施策の体系

情報通信技術の活用

1. 情報システムの機能強化

2. 行政情報の活用的高度化

3. 情報セキュリティ対策の高度化

1. 情報システムの機能強化

計画

長期的・総合的な視点に立ち、本市に最適な情報システムの整備を推進する。

^{87※}
ICT
(情報通信技術)
情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

^{88※}
電子自治体
ICTを利用して事務手続きを効率化し、住民の利便性を高めた地方自治体。

^{89※}
ブロードバンド
周波数帯域が広く、高速な通信回線によって大容量のデータを伝送する通信環境。ADSL、CATV(ケーブルテレビ)、FTTH(光ファイバー)などをさす。

^{90※}
電子申請
申請や届出などの行政手続を、インターネットを使って実現する仕組み。

^{91※}
電子入札
官公庁の入札事務を、インターネットを使って実現する仕組み。

- ステップ**
- ・電子申請^{90※}、電子入札^{91※}など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。
 - ・統合型GIS^{92※}の多機能化に努める。
 - ・窓口業務にかかるサポート機能について、システム面での充実を図る。
 - ・内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。
 - ・住民基本台帳事務などにかかる基幹系システム^{93※}、市組織内を網羅する内部情報システム^{94※}の双方について、均衡のとれたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。

2. 行政情報の活用的高度化

- 計画**
- 市民の多様なニーズに対応して、行政情報を迅速かつ正確に提供する。パソコン等の情報通信機器を利用して、意見集約の多様化を図る。

- ステップ**
- ・本市からの情報発信ツールとして市ホームページの更新頻度を高め、有効に活用する。
 - ・携帯サイトから発信する情報の充実に努める。
 - ・ホームページ等を介して、アンケート調査や電子会議室^{95※}の開設等を行う。

3. 情報セキュリティ対策の高度化

- 計画**
- 高度情報化社会が包含する情報漏えいやネット犯罪にかかわるリスクに対応すべく、システムの要素・人的要素双方の底上げを図り、セキュリティ対策を進める。

- ステップ**
- ・本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。
 - ・情報セキュリティポリシー^{96※}の拡充を図り、適正なシステム運用の指針を示す。
 - ・情報漏えい対策として、高頻度で最新技術の導入を図る。
 - ・情報セキュリティ監査^{97※}やセキュリティ研修を持続的に実施する。

■ 市民等の市政への参画

- ・地域やコミュニティから情報発信されるホームページなど、ネットワークを介して市政を語る。
- ・行政との協働によってネットワーク環境を整備・拡充し、双方向で活発な議論を交わす。

^{92※} 統合型GIS

地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データ等を電子的に統合したシステムで、GISはGeographic Information Systemの略。

^{93※} 基幹系システム

自治体における基幹系とは、住民情報システム全般をさす。

^{94※} 内部情報システム

自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般をさす。

^{95※} 電子会議室

特定のテーマについて、インターネット上で複数の人が議論を交わすウェブサイト。

^{96※} 情報セキュリティポリシー

情報通信システムの安全性を確保するために、システムの利用方法や運用管理方法などを定めた基準。

^{97※} 情報セキュリティ監査

情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価すること。